

令和5年7月21日（令和5(2023)年度第21号）



# 全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育士会事務局

〒100-8980  
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-6503  
FAX 03-3581-6509  
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp  
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

■ こども家庭庁「幼児期までのこどもの育ち部会（第4回）」が開催され、村松会長が団体ヒアリングに出席

■ こども家庭庁「幼児期までのこどもの育ち部会(第4回)」が開催され、村松会長が団体ヒアリングに出席

令和5年7月10日、こども家庭庁において、「幼児期までのこどもの育ち部会（第4回）」が開催されました。

「幼児期までのこどもの育ち部会」は、下記の3点の事項について審議すべく、こども家庭庁のこども家庭審議会のもとに設置されている部会の1つです。

1. 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)の策定に関する調査審議
2. 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に関する調査審議
3. その他こどもの育ちのサービスに関する調査審議等(こどもの預かりサービスの在り方に関する議論を含む。)

本年5月から開催されている部会では、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針」(仮称)(以下、本指針)の策定に向けた議論が行われています。

本指針については、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(令和3年12月21日閣議決定)において、「こども家庭庁は、就学前のこどもの健やかな成長のための環境確保及びこどものある家庭における子育て支援に関する事務を所掌し、幼稚園に通うこどもや、いずれの施設にも通っていない乳幼児を含む、就学前の全てのこどもの育ちの保障を担う。また、幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、政府内の取組を主導する(就学前のこどもの育ちに係

る基本的な指針(仮称)を新たに閣議決定し、これに基づき強力に推進。)。」とされており、本指針に基づき、今後のこども家庭庁の取り組みがすすめられることとなります。

昨年度開催された「『就学前のこどもの育ちにかかる基本的な指針』に関する有識者懇談会」において令和5年3月30日に取りまとめられた、「『就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針』

に関する有識者懇談会 報告～基本的な指針(仮称)の策定に向けた論点整理」(以下、「論点整理」)に基づき、議論が行われています。

第4回目となる7月10日に開催された部会では全国保育協議会を含む8団体から団体ヒアリングが行われ、全国保育士会の村松幹子会長が全保協副会長として、全保協・奥村尚三会長とともに出席しました。

団体ヒアリングは、「論点整理」に対する意見発表を行うかたちで行われました。村松会長、奥村会長から、下記の意見を発表しています。



#### 村松会長、奥村会長 発言要旨

- この度、ようやく、子どもがまんやかに置かれ、世の中の議論の主人公として語られることになったことが私たち保育者にとっては何より、嬉しいことである。もう1歩、子どもをまんやかにするのであれば、就労ありきの社会の軸足を、将来の日本を担う人材の育成という視点から、子どもにふさわしい生活リズムに基づく生活を保障する社会に転換していくことが子どもを取り巻くすべての大人の役割ではないかと考える。これが単に共有したいことで終わるのではなく、是非、早々に実現してほしいと心から願う。
- 乳幼児期の子どもを養育する保護者にはさまざまな経験を通して達成感や満足感を多く味わい、子どもとその喜びを共有できるような時間をたくさん持っていただきたいと願う。そして保護者のみならず、全ての人が、子どものいる社会、子どもの声が響く社会を喜ぶことが大切なのではないか。また、「論点整理」の「こどもまんやかチャート」ではその後の育ちにおいても言及していくことが必要かと思われる。つまり、子どもの生活や発達に連続しているということである。幼児期までの子どもは、生涯にわたる生きる力の基礎を培う大切な時にある。幼児期に得た力を更に育てながら、その後の大人になってからの生き方を模索していくのだと思う。そこで架け橋期のプログラムを共有していく立場として、学校や学校の先生たちにもこのチャートの中に参加してほしいと思う。
- 「論点整理」の「こどもの育ちを見る三つの視点」を見た際に「心」に含まれているものかもしれないが、育ちを見る時に「子どもの感情」「こどもの表現力」「こどものコミュニケーション力」と言う視点も欠かせない。

「感情」で言えば「好き」「きらい」から始まり「ほしい」「いらぬ」、人や物に対する「あこがれ」など挙げられ、一生持ち続けるものもあれば、日々変化していくものなど様々である。「表現力」は笑顔や泣き顔、身振り手振り、発声へと、出生時より変化も大きく周りの人が受ける影響も大きいものがある。「コミュニケーション力」は抱かれた時の顔のうずめ方、目線、指などを握った時の力の入れ具合、微笑み方、抱きつき方、言葉など成長の中で自然

に身につけたものではあるが、個性が大きいものである。以上の3点なども整理し伝えていただきたい。

- 「発達の鍵となる『安心と挑戦の循環』のイメージ」は、挑戦と安心が交互に相乗効果となる様に見えたが、挑戦をすれば、「成功しても失敗をしても」そこからの学びがある。また、土台となる安心には環境的な面として、誰かの「見守り」があった方がよいのではないか。
- 子どもと保護者の側に常にいる立場として、昨年末からの不適切保育をうけて保育士たちは、どのような保育を行っていくべきなのかを深く考えている。不適切なかかわりを振り返ることはもちろん大切であるが、更に求められるのは子どもを大切にする保育を具体的にどのように行っていくかということである。つまり、子どもの立場で考えた時にどのようなかかわりをしてほしいかと自分事としてとらえる保育を行うこと、つまり、子どもをまんなかにした保育をしていきたいと願っている。その保育の姿勢は保護者支援の柱でもあると思う。保育者にとっても、子どもたちにとっても、このような安心できる保育を当たりまえに展開できる環境があって当然だと思うのだが・・・。
- 本指針も含め、日本国憲法、児童憲章、子どもの権利条約、等々、こどもをめぐる施策を裏付けるもの、いわば骨格となるものがたくさんある。これらは普段、子どもと関わらない人にきちんと届けられているのだろうか。これを検証したうえで本指針を届けていかねば策定する意味がないと思う。意味のある、力のある指針としてすべての人々に届けられることを期待する。

本部会では、今後、8～9月に中間とりまとめ、9月以降に最終とりまとめが行われる予定となっています。最終とりまとめの内容は、「こども家庭審議会」の答申に反映され、その後、所要の手続きを経て、本指針が閣議決定されます。

部会の資料等の詳細は下記ホームページをご参照ください。

■こども家庭庁トップページ > 会議等 > こども家庭審議会 > 幼児期までのこどもの育ち部会  
[https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo\\_sodachi/](https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_sodachi/)